

変更理由書

(発注担当課：下水道施設課)

- 1 工 事 名 : 7-4 公共中新井(補)汚水管渠築造工事
- 2 工事場所 : 上尾市大字中新井地内
- 3 工 種 : 土木一式
(建設業法上の29分類)

4 変更契約内容

	変 更 前	変 更 後
工 期	令和 7 年 1 0 月 2 2 日から 令和 8 年 2 月 2 7 日まで	令和 一 年 一 月 一 日から 令和 一 年 一 月 一 日まで
契 約 金 額 (税 込)	1 1 , 4 9 0 , 6 0 0 円	1 1 , 2 0 9 , 0 0 0 円
工 事 概 要	工事延長：86.0m 汚水管布設工（リブ付硬質塩化ビニル管 φ 200mm） ：84.4m 底部工（楕円）：1箇所	工事延長：84.0m 汚水管布設工（リブ付硬質塩化ビニル管 φ 200mm） ： 82.4m 底部工（楕円）：0箇所 【新規】埋設物処分工：1式

5 変更理由

○変更理由・内容

1. 現地調査及び試掘結果について
 契約締結後の試掘調査の結果、No. 117-1 人孔の設置位置に水道管 φ 100 が埋設されており、人孔と干渉してしまうことから、人孔位置を変更する。
 契約締結後の現地調査の結果、下流工区において既設人孔（No. 3-1-1）の位置を変更したことに伴い、本工事において、接続する計画汚水管の埋設位置を変更する。
 (汚水管布設工（リブ付硬質塩化ビニル管 φ 200mm）－2.0m)

2. No. 3-1-1 人孔の底部工について
 当初、既設人孔（No. 3-1-1 組立楕円人孔）の底部工（楕円）を予定していたが、下流工区において本工事後にインバートを施工する予定があることから、底部工（楕円）を廃止する。
 (底部工（楕円） －1 箇所)

3. 埋設物（コンクリート殻等）の撤去について
 No. 117 路線の管渠掘削の際、コンクリート殻（有筋）等が埋設されていたことから、施工の際に引き上げた埋設物を処分することとし、変更する。
 (埋設物処分工 ＋1 式)

以上の結果、減額変更する。